

令和5年度事業計画

～ デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して～

令和4年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、Withコロナ時代における事業活動のあり方を再考しつつ、国民や事業者の皆様への継続的な支援だけでなくウクライナ避難民を始めとした困難な状況下に置かれた人々への支援、マイナンバーカード代理申請手続事業の推進などデジタル社会の実現に向けた対応を積極的に推進した1年となりました。令和5年度においても、引き続き、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会の実現に向けて、デジタル時代の礎となる各種施策を推進するとともに、超高齢社会を始め多様化する社会の要請に応え、国民の皆様から必要とされる国家資格者としての地位をより一層強固なものとするべく、時代に即した事業活動を内外に展開してまいります。

令和4年度からの継続事業として、デジタル時代における行政書士業務の確立と本会におけるDXを推進するため、各単位会も利用可能とする新たな行政書士会員管理システムの構築を進めてまいります。オンライン申請に際しシステム上で行政書士資格の証明が行えるよう、国が令和7年に運用を開始する予定の国家資格等情報連携・活用システム（仮称）との連携も見据えて対応を進め、デジタル時代においても、行政書士としての特性を遺憾なく発揮し業務が遂行できるよう必要な環境整備に取り組んでまいります。このことは、本会のみならず行政書士会全体の登録関係事務を中心とした業務の大幅な効率化にも寄与するものです。

関連して、デジタル化の推進にあたっては、行政書士が長年にわたり行政手続に携わってきた知見を生かして、政府に対し行政手続のデジタル化に係る提言や行政書士の活用に係る要望等を行うとともに、デジタル分野に不慣れな方々への支援策の充実を図ってまいります。地域に根差した最も身近な相談相手として、また、頼れる街の法律家としての存在感をより一層高めてまいりたいと考えます。

令和4年8月31日、会則の一部改正が総務大臣の認可を受けたことに伴い、令和5年8月31日に倫理研修規則が施行されます。これにより、全ての会員に対し、一般倫理研修の受講が義務付けられることとなりました。また、行政書士の職務に関する倫理と行動規範を明確にすることを目的とした行政書士職務基本規則を制定することを進めてまいりました。これら一連の対応は、先般の職務上請求書の不正使用事件を受け、改めて基本的人権の擁護と公正な社会の実現という行政書士の使命を自覚し、自らの行動を省みて業務に精励することを趣旨とするものです。これを契機に、会員全体の倫理意識をより一層高め、あわせて個々の資質向上を図り、更なる活躍の場を広げていければと考えます。

行政書士法改正について、現行法の課題点等を洗い出し、様々な角度から検討を進めています。令和4年度に新たに設置した行政書士制度に関する研究会では、行政法を専門とする学識者の方々を中心に学術的な側面から捉えた行政書士法の課題の整理とその解決に向けた対策の理論構築を試みています。本研究会における議論の成果や各単位会・各地方協議会等からいただいた様々なご要望も踏まえて、法改正推進本部において方向性を定め、デジタル社会に適応した行政書士制度の実現に向けて鋭意法改正を進めてまいりたいと考えます。

デジタル時代の到来に際し、人々の価値観や社会構造は急速に変化しています。本会においても、各事業の執行に関し、遅きに失すことがないよう、より柔軟な思考とスピード感を持って対応することが肝要であると認識しています。デジタル時代における行政書士制度の確立を目指して、令和5年度も総力を挙げて各事業に取り組んでまいります。

1 活動理念

- “そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！
- 地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。
- 権利擁護を推進することをもって、“国民の権利利益の実現”に寄与します。

2 基本方針

- “三つの共生”を掲げて、地域住民に愛され、期待される活動を飛躍させます。
- デジタル化など変容する社会と行政手続に即座に対応することで、許認可申請を始めとした官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類作成の法律専門職として、行政書士への社会的評価と信頼を高めます。
- デジタル社会においても、まずは行政書士に相談することが全国標準となるように注力します。
- 超高齢社会においても、国民の権利利益の実現を推進します。
- 「With コロナ」社会における国民・事業者支援活動の推進をします。
- 多様性のある社会の実現、特に多文化共生社会の実現を目指し、その中心的役割を担います。
- 特定行政書士制度の推進をします。
- 行政書士の職務に関する倫理と行動規範の徹底を推進します。

(1) 地域との共生

- 地域密着型の活動を地域において推進するために、現場が活動しやすいステージづくりをします—
 - ① 地域住民や事業者の方々に対し、行政書士業務を通して地域に貢献します。
 - ② 各種団体の全国中央会などとの連携を推進することをもって、地域での金融機関などの経済団体を始めとする各種団体との連携につなげ、各地域における事業者支援を推進します。
 - ③ 外国人材受入れに関する適正手続を始め、生活・事業における支援等と国際交流の推進をします。
 - ④ 全国的な成年後見制度の推進（コスマス等と連携した全国統一運動の推進）をします。
 - ⑤ 空き家対策及び所有者不明土地問題対策の推進をします。
 - ⑥ 災害復興支援活動、地域活性化支援活動の推進をします。
 - ⑦ ADR、法教育の推進をします。
 - ⑧ 暴力団等排除対策の推進をします。

(2) 役所との共生

- 行政書士制度の維持発展と行政の円滑化のために、政策提言等を行います—
 - ① 日政連と連携して、行政書士業務を強固にするための法改正を目指します。
 - ② 行政書士法に関する調査研究を推進します。
 - ③ 行政書士業務に関する法改正等について、積極的に政策提言をします。
 - ④ デジタル社会の実現への対応を推進します。

(3) 他士業者との共生

- 多様化する国民のニーズに応えるために、他士業団体との連携を図ります—
 - ① 広範囲の業務特性を持つ行政書士業務に鑑みて、協力関係を構築します。

3 活動内容

各部、委員会、デジタル推進本部、行政書士制度調査室、中央研修所等の事業計画（案）のとおりです。

＜各部・委員会等事業計画＞

【総務部】

- 1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底
- 2 行政書士実態調査の実施
- 3 諸会議の開催
- 4 顕彰（式典等）の実施
- 5 新年賀詞交歓会の実施
- 6 日行連と各地方協議会との連絡会の開催
- 7 単位会相互の地域的連絡調整の促進
- 8 他の部の所管に属さない事項への対応

【経理部】

- 1 予算・決算の適正管理
- 2 貸借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

【広報部】

- 1 広報活動の推進
- 2 「月刊日本行政」の発行
- 3 制度PRポスターの作成
- 4 行政書士制度PR事業
- 5 インターネットによる広報活動

【法規監察部】

- 1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導
- 2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理
- 3 行政書士法関係法令先例総覧等の改訂
- 4 各単位会における監察活動の推進
- 5 行政書士法違反行為の防止

【許認可業務部】

＜運輸交通部門＞

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 電子申請に係る具体的対応
- 3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

＜建設・環境部門＞

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 3 新規業務獲得に向けた実務研究

＜社労税務・生活衛生部門＞

- 1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 2 業務の実務研究
- 3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

＜農地・土地利用部門＞

- 1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

【法務業務部】

<部全体>

- 1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

<権利義務・事実証明部門>

- 1 改正法によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応
- 2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供
- 3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

<法務事務・成年後見部門>

- 1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究
- 2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

【国際・企業経営業務部】

<国際部門>

- 1 国際業務に関する調査研究

<知的財産部門>

- 1 知的財産業務に関する調査研究
- 2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応
- 3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

<企業支援部門>

- 1 中小企業支援（知的資産経営支援業務）等の調査研究

【登録委員会】

- 1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導
- 2 登録申請書類の審査

【申請取次行政書士管理委員会】

- 1 出入国在留管理手続の公正かつ円滑な実施への対応
- 2 委員会規則に係る調査及び対応
- 3 申請取次制度の普及と充実
- 4 各地方出入国在留管理局、申請取次責任者との連絡、調整
- 5 申請取次行政書士管理委員会（単位会）への助成

【規制改革委員会】

- 1 規制改革・行政改革等への総合的対応

【デジタル推進本部】

- 1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の現状把握と具体的な施策
- 2 行政書士会員管理システムの改修
- 3 日行連のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

- 1 ADR 代理権の取得に向けた対応
- 2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催
- 3 日行連による ADR 調停人養成のためのスキル研修のオンライン配信
- 4 模擬ODR の開催と単位会が開催する研修支援
- 5 関係機関・団体等への参加
- 6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

【法改正推進本部】

- 1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導
- 2 大規模災害等への対応

【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の執行
- 2 会長選挙改善点に係る検討

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

- 1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集

【改正行政書士法対応委員会】

- 1 特定行政書士制度の推進
- 2 特定行政書士業務の調査研究
- 3 特定行政書士制度 PR活動の推進

【法教育推進委員会】

- 1 法教育事業の調査研究
- 2 単位会における法教育取組み状況等の集約・分析
- 3 単位会における法教育事業実施への支援
- 4 法教育事業の普及啓発

【暴力団等排除対策委員会】

- 1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進
- 2 関係団体等との連携強化、情報収集

【権利擁護推進委員会】

- 1 基本理念・活動方針の周知
- 2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査研究
- 3 権利擁護活動の対外的なPR

【行政書士制度調査室】

- 1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する政策研究
- 2 業界問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積及び整理等の業務情報の共有化
- 3 国等への行政書士利活用の政策提言の発信及び規制改革・行政改革に関する政策提言の作成
- 4 規制改革ホットライン等、規制改革要望への対応

【中央研修所】

- 1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施
 - (1) 基礎研修の実施
 - ①基礎法律研修
 - (2) 業務研修の実施
 - ①法定業務研修
 - ②業務関係研修
 - ③特定行政書士プレ研修
 - ④特定行政書士ブラッシュアップ研修
 - (3) 政策研修の実施
 - ①政策関係研修
 - ②司法研修
 - ③新規業務等に対応する研修
- 2 会則第 62 条の 3 第 1 項第二号研修の実施
 - (1) 特定行政書士法定研修の実施
- 3 会則第 62 条の 3 第 1 項第三号研修の実施
 - (1) 一般倫理研修の実施
 - (2) 特別倫理研修の実施
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善